平成２２年（フ）第５２９号
北海道旭川市永山９条８丁目５番２号　パークサイドまつばらＢ101号室
破産者　魚住　光則
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９２号
北海道士別市西１条14丁目3142番地376
破産者　佐藤　敦司
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７９号
北海道旭川市春光台１条４丁目１番23号
破産者　森　　道彦
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９５号
北海道苫前郡苫前町字旭103番地
破産者　鎌田　智也
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
北海道河東郡音更町北鈴蘭南５丁目２番地13、破産手続開始時の住所北海道帯広市自由が丘６丁目１番地26
破産者　高橋　誠也
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
青森市大字大野字前田74番地125　ＲＩＣＨ－ＰＬＡＣＥ大野ⅡＡ－101
破産者　中塚　浩二
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
青森県五所川原市字旭町25―11、住民票上の住所青森県五所川原市字旭町２番地
破産者　平泉　温子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野３番地１
破産者　千田　笙子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１６１８号
宮城県名取市ゆりが丘２丁目９番地の17
破産者　細矢　基史
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添72番地
破産者　佐々木　健
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４号
秋田市保戸野すわ町13番５号
破産者　猿田　千草（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０４号
石川県白山市旭町22番地２　朝日プラザ松任106号
破産者　麻王　英明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東527番地１　松栄マンションＡ棟101号
破産者　戸島　忠男
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東527番地１　松栄マンションＡ棟101号
破産者　戸島　孝子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
静岡県富士宮市北山2886番地の５
破産者　遠藤　英治
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３５５号
静岡県浜松市南区中田島町808番地
破産者　杉山　道明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
静岡県袋井市久能1759番地の２　メゾングラシュ105号室、前住所静岡県袋井市山科3229番地の１
破産者　板橋　鉄男
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
愛知県蒲郡市府相町３丁目27番地
破産者　ＩＢサービスこと　志賀　一夫
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３６４号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町375番地シティアーク東山503、申立前の住所東京都渋谷区神宮前６丁目25番２―303号
破産者　家原　公明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係